

令和6年度さいたま市包括外部監査 概要版

さいたま市包括外部監査人 公認会計士 小松 聡

1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定めるさいたま市との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件

債権（貸付金を除く）の管理に係る財務事務について

3 特定の事件を選定した理由

さいたま市の人口は、現在増加傾向にあるが、将来、持続的な人口減少に転じることが予想されている（現時点では、2035年頃をピークに人口減少に転じると推計されている。）。さいたま市に限ったことではないが、社会保障関係費が増加するなかで、少子高齢化により、生産年齢人口の減少による税収等の減少が、市の財政を圧迫することが懸念されている。このような中でも、市民生活の向上と活力ある都市づくりを推進するためには、確実な市税等の徴収を含む債権の回収の努力が必要である。

さいたま市の令和4年度の統一的な基準による財務書類によれば、貸借対照表の固定資産に長期延滞債権が75億14百万円計上され、徴収不能引当金が14億26百万円計上されている。また、流動資産にも、未収金が123億88百万円計上され、徴収不能引当金が30百万円計上されている（上記貸借対照表の金額は、特別会計や公営企業会計等も含む全体貸借対照表に記載された金額である。）。徴収不能引当金は、市の収入として調定されたものの、回収できない可能性のリスク額の目安となる金額であり、将来的に市の負担増加（現金収入が得られない意味での負担増加）となる可能性がある。

さいたま市では、平成20年8月にさいたま市債権回収対策基本計画を策定、平成28年3月にさいたま市債権管理条例及び同施行規則を制定し、日々、上記債権の管理業務に邁進していると理解されるが、外部監査人の立場から、債権管理が債権管理条例及び同施行規則に従い適切に行われているかを検証するとともに、有効性、効率性及び経済性の観点からも検証することが有意義であると判断しテーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

令和5年度及び必要に応じ他の年度

5 監査対象部局

主な債権を有する以下の部局とする。

- ・ 財政局税務部及び北・南部市税事務所
- ・ 保健衛生局市立病院
- ・ 福祉局生活福祉部、長寿応援部及び障害福祉部
- ・ 建設局下水道部及び建築部
- ・ 水道局業務部

なお、監査対象部局の選定方法については、「第4章 外部監査の結果及び意見の概要 1 監査対象部局の選定方法」に記載している。

6 主な監査手続について

実施した監査手続は以下のとおりである。

- ◆さいたま市債権回収対策基本計画の債権管理の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当課へのヒアリングを行った。
- ◆合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行った。
- ◆事務の執行に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて、関連資料の閲覧と担当課へのヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ◆事務の執行が、市民負担の公平の確保及び行財政運営の円滑化に資するために有効であるかについて、関連資料の閲覧と担当課へのヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ◆その他監査の過程で必要と認めた手続を実施した。

7 外部監査の実施期間

令和6年7月11日から令和7年3月31日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

| | |
|-------|------|
| 公認会計士 | 長村彌角 |
| 公認会計士 | 田高禎治 |
| 公認会計士 | 菊地健太 |
| 公認会計士 | 久保美季 |
| 公認会計士 | 島村友浩 |

| | |
|---------------|------|
| 公認会計士 | 渡邊祐樹 |
| 公認会計士論文式試験合格者 | 高橋英隆 |
| 公認会計士論文式試験合格者 | 福井 拓 |
| 公認会計士論文式試験合格者 | 橋本雄一 |

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

2 結果及び意見の概要

1 監査対象部局の選定方法

監査対象は、令和5年度末の収入未済額が1億円以上ある所管課及びその他必要と認める所管課を対象とした。

単位：円

| 局 | 所管課 | 令和5年度末 収入未済額 |
|-------|--------------|-----------------|
| 財政局 | 税務部収納対策課 | 3,865,524,717 |
| 保健衛生局 | 市立病院病院経営部医事課 | 3,016,850,405 |
| 福祉局 | 生活福祉部生活福祉課 | 2,120,312,905 |
| | 生活福祉部国保年金課 | 3,484,088,152 |
| | 長寿応援部介護保険課 | 369,582,934 |
| | 障害福祉部障害福祉課 | 124,090,101 |
| 建設局 | 下水道部下水道総務課 | 3,300,423,545 |
| 水道局 | 業務部営業課 | 2,787,099,111 |

2 主な監査手続

主な債権を有する以下の部局に出向き、以下の監査手続を実施した。

- ・財政局税務部及び北・南部市税事務所
- ・保健衛生局市立病院
- ・福祉局生活福祉部、長寿応援部及び障害福祉部
- ・建設局下水道部及び建築部
- ・水道局業務部

■ 合規性の視点

- ・催告などの手続きをシステム外で行っている場合、催告漏れをどのようにして防止しているか。
- ・時効起算日の管理をシステム外で行っている場合、時効起算日の更新漏れをどのようにして防止しているか。
- ・放棄する債権は条例の要件に該当するものとなっているか。
- ・延滞金等のルールが明確か。また、延滞金等は適切に算定されているか。

■ 有効性の視点

- ・基本計画に基づく債権回収PDCAをどのように実施しているか。
- ・基本計画の枠組外の債権回収PDCAをどのように実施しているか。
- ・債権回収のためのリソースは十分か。

■ 効率性・経済性の視点

- ・債権所管課での高額困難案件の識別と税務部等への引継ぎは適切に行われているか。
- ・外部債権回収業者など適切に利用しているか。
- ・債権回収活動の記録が適切に保管されているか。

3 監査の結果及び意見の概要

監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。

なお、ページ番号は、報告書本体の結果又は意見が記載されたページ番号を記載している。

| 所管課等 | 表題名 | 結果 又は 意見 | ページ 番号 |
|-------------------------------|---------------------------------|----------------|-----------|
| 財政局 | 徴収停止基準の明確化 | 意見 1 | 44 |
| 税務部 収納対策課 | 事案審査会の対象債権と個別相談案件の進 捗管理 | 意見 2 | 44 |
| 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課 | 再審査請求書の進捗管理の徹底 | 結果 1 | 49 |
| | 未収金回収業務委託に係る契約金額の上限 設定 | 結果 2 | 50 |
| | 債権回収業務を含む医事関連業務委託の調 達方法 | 意見 3 | 52 |
| | 支払誓約書の回収率の向上 | 意見 4 | 52 |
| 福祉局 | 区による収納率のバラつき | 意見 5 | 60 |
| 生活福祉部 | 紙資料の削減 | 意見 6 | 61 |
| 生活福祉課 | 現年度分債権の減少のための取組 | 意見 7 | 64 |
| 福祉局 | 国民健康保険事業特別会計返納金の不納欠 損管理 | 意見 8 | 69 |
| 生活福祉部 | 国民健康保険税簡易申告書記載例 | 意見 9 | 70 |
| 国保年金課 | 後期高齢者医療保険料の債権管理業務に関 する区役所の実情 | 意見 10 | 73 |

| 所管課等 | 表題名 | 結果 又は 意見 | ページ 番号 |
|-----------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 | 強制執行の実施状況 | 意見 11 | 76 |
| 福祉局 長寿応援部 介護保険課 | 介護保険料の各区の収納率のバラつき | 意見 12 | 80 |
| | 債権回収実施計画の目標設定 | 意見 13 | 81 |
| 福祉局 障害福祉部 障害福祉課 | 高額困難案件（A 事業所案件） | 意見 14 | 87 |
| | 高額困難案件（C 事業所案件） | 意見 15 | 87 |
| | 少額債権 | 意見 16 | 88 |
| 建設局 建築部 住宅政策課 | 延滞金賦課・徴収の徹底 | 意見 17 | 92 |
| 建設局 下水道部 下水道総務課 | 受益者負担金債権の計画的な対応の実施 | 意見 18 | 96 |
| | 滞納処分の実施 | 意見 19 | 97 |
| 水道局 業務部 営業課 | 債権管理台帳の決裁方法 | 意見 20 | 104 |
| | 少額債権の議会報告 | 意見 21 | 107 |
| | 弁護士との契約年数 | 意見 22 | 107 |
| | 業務月報の確認不足 | 結果 3 | 108 |
| | 電子契約の促進 | 意見 23 | 110 |
| | 遅延損害金の設定 | 意見 24 | 110 |
| | 回収見込みがないとして不納欠損処理した債権 | 結果 4 | 112 |
| 全般的事項 | 債権管理体制の確立・強化 | 意見 25 | 113 |
| | 債権回収対策基本計画の対象となる債権 | 意見 26 | 114 |

3 まとめ

市では、平成 20 年に債権回収対策基本計画を策定し、その後複数回の改定を行うとともに、平成 28 年にさいたま市債権管理条例を制定し、収納率の向上に努めてきた。

債権回収対策基本計画を遂行するにあたり、債権所管課から税務部、北・南部市税事務所が引き継いでいる。当該債権（主として国民健康保険税）の収納率は下表のとおりであり、収納率は向上している。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 収納率 | 70.7% | 74.0% | 79.5% | 80.4% | 82.3% | 84.1% | 85.5% |

出所：「令和 5 年度さいたま市税務統計」第 8 債権回収対策及び市より聴取した内容により監査人がサマリー

債権回収対策基本計画では、従前の債権所管課に任せきりの債権回収事務を組織的に行うことにかじを切り、その効果が表れているところであり、収納対策課、北部・南部税務事務所、各債権所管課の債権回収担当者の不断の努力のたまものであると感じられるところである。今回の監査過程で債権回収担当者と様々な意見交換をする中で、収納率向上や債権発生を未然に防ぐ取組などに日々頭を悩ませ、打開策を模索する姿勢を垣間見ることができた。

このことを踏まえつつも、今後、市が本来收受すべき債権回収がより促進されるための一助として、今回の監査の過程で気づいた事項を結果や意見として記載している。結果や意見の中には、異なる事務事業ではあるが、今後債権所管課として取り組むべき共通の課題、あるいは債権回収をより組織的に取り組むための課題も認識したところである。

この点について、以下取りまとめた。

(1) 債権所管課で個別に取り組んでいる事務の効率化

債権所管課の債権管理体制を強化し収納率の向上に資する取り組みを行うためには、事務の効率化が不可欠である（以下、関連する意見のタイトルを記載する。）。

- 強制執行の実施状況（意見 11）
- 回収見込みがないとして不納欠損処理した債権（結果 4）
- 少額債権の議会報告（意見 21）

- 債権管理体制の確立・強化（意見 25）

(2) 各区役所等の所管課における規模の適正化

各区役所等の所管課が債権回収実務を担っている債権は、区役所等間の連携を強化することで、収納率向上意欲のより一層の醸成やノウハウやスキルの均質化につながるのではないかと考える（以下、関連する意見のタイトルを記載する。）。

- 区による収納率のバラつき（意見 5）
- 後期高齢者医療保険料の債権管理業務に関する区役所の実情（意見 10）
- 介護保険料の各区の収納率のバラつき（意見 12）
- 受益者負担金債権の計画的な対応の実施（意見 18）

(3) 事務書類の電子化・効率的運用

令和 7 年度から段階的に導入される自治体共通仕様の新システムの仕様によるところが大きく、さいたま市として、当該システムを使用した効率化がどの程度図られるのかは、現時点では不透明であるが、標準化システムに実装されている機能を有効活用できる場合を除き、仕様の変更等弾力的な運用が可能である場合は、留意すべき事項として以下を識別した（以下、関連する意見のタイトルを記載する。）。

- 紙資料の削減（意見 6）
- 債権管理台帳の決裁方法（意見 20）